

# 令和4年度 肥料高騰緊急対策事業補助金のご案内

県と町では、生産資材の高騰等の影響を受けた農業者の所得安定と生産振興を図るため、「肥料高騰緊急対策事業補助金」を交付します。

## ■補助対象者

### ①田

水田において水稲又は販売用転換作物を作付けしている農業者

～対象作物～

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 水稲   | 主食用米、飼料用米、備蓄米 など         |
| 転換作物 | 野菜、花き、果樹、麦、大豆、そば、飼料作物 など |



### ②畑

畑地に販売用「そば」を作付けしている認定農業者又は集落営農組織

## ■要件等

### ①田

地目が水田のほ場に対象作物を自家消費分を除き合計で10a以上作付けしていること

※自家消費分：水稲は10a、転換作物は自己申告となります。

### ②畑

経営所得安定対策等における畑の直接支払交付金（そば）を申請している者で、畑地の現地確認により、面積が確定している者

## ■助成額

（県事業分）

水稲：500円/10a（自家消費分10aを差し引いた面積が対象）

転換作物：1,500円/10a（飼料作物以外は自家消費分を差し引いた面積が対象）

※県事業分は、水稲と転換作物の面積合計が30a以上で対象となります。

（町事業分）

水稲：1,000円/10a（自家消費分10aを差し引いた面積が対象）

転換作物：1,000円/10a（飼料作物以外は自家消費分を差し引いた面積が対象）

畑地そば：1,000円/10a

※町事業分は、作付面積合計が10a以上で対象となります。

※県事業分・町事業分それぞれ、1,000円未満は切り捨てとなります。

※要件により、町事業分のみが対象となる場合がありますので、ご注意ください。

（裏面もご覧ください。）

## ■必要書類

- ①肥料高騰緊急対策事業の申請書兼請求書（様式第1号）
- ②令和4年度水稻生産実施計画書兼営農計画書の写し（様式第2号）
- ③振込口座通帳の写し

※以前②を提出し、今回の事業に該当する方には後日、①・②を郵送いたします。

※②を紛失等された方は、担当窓口までお問い合わせください。

※③について、本年度経営所得安定対策を申請している方は提出不要です。

## ■提出期限等 令和4年11月30日（水）※必着

※申請相談会時に持参いただくか返信用封筒により郵送願います。

## ■申請相談会

以下の日程で申請相談会も開催します。

| 年 月 日         | 時 間        | 会 場            |
|---------------|------------|----------------|
| 令和4年11月11日（金） | 午前10時～午後8時 | 下郷町役場3階 301会議室 |
| 令和4年11月15日（火） | 午前10時～午後8時 | 下郷町役場3階 正庁     |
| 令和4年11月16日（水） | 午前10時～午後8時 | 下郷町役場3階 正庁     |

※上記期間中に、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金に係る

販売伝票提出相談会も開催されます。

詳細につきましては、後日、対象者に別途通知されます。

## ■その他 助成対象となるか不明な場合は、気軽に下記までご相談ください。

## ■お知らせ

肥料高騰対策につきましては、国による支援制度もございます。

国の事業は、町を通さず申請することとなりますので、詳細は以下のURLをご覧ください。農協又は肥料販売店にお問い合わせください。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_hiryo/220729.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html)

### ※担当窓口・お問い合わせ先

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地

下郷町役場 農林課 農政係

Tell：0241-69-1188 Mail：nousei\_01@town.shimogo.fukushima.jp